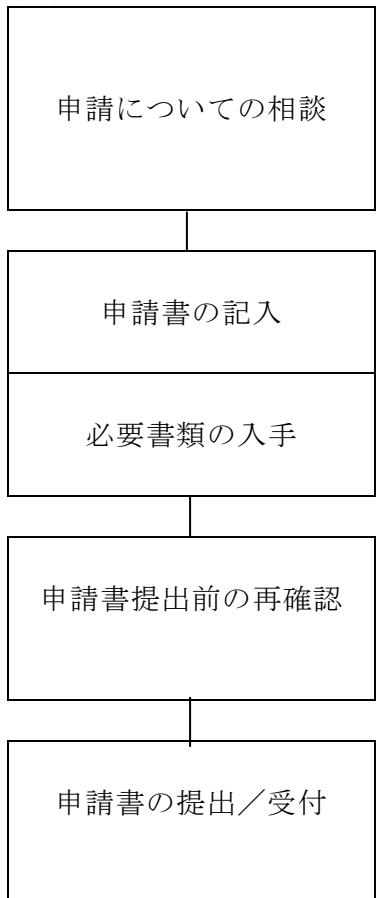


農地法第4条・5条許可事務の流れ

- 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- 近江八幡市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を40日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

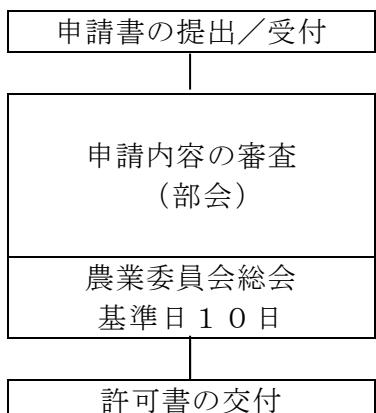
・ 申請者の方の流れ



- 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。
[住所：住所：近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市役所 1階
TEL： 0748（36）5520]
- 申請内容に応じて申請書（農業委員会事務局またはホームページにございます）をご記入いただきます。
なお、記入に当たっては記入例をご参照ください。
- 添付書類一覧表をご参照ください。
なお、申請内容に応じて添付書類が異なります。
- 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合がありますので、必ず、申請前にもう一度、記入例や添付書類チェックリストでご確認ください。
- ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。

※受付期間は、毎月15～22日（この期間に休日を含む場合は、その日は除きます）。

・ 農業委員会等の流れ



- 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第4条及び第5条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて現地での立会調査を行う場合があります。
- 農業委員会総会（農地部会）で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。
- ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。